市内で創業する方に補助金を交付します！

南陽市創業支援補助金の概要

１　創　業　事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、新たに設立された会社が事業を開始すること。

２　対象者

（１） 本市内に居住し又は転入し創業する方。会社を設立する場合は、本社登記を本市とする方

（２） 補助金の交付を受けた年度の3月末までに事業を開始する方

（３） 事業計画について南陽市商工会の指導相談を受け、事業計画確認書の交付を受けた方

（４） 南陽市商工会の会員又は会員になる予定の方

３　補助金の額

（１） 補助金の算定　： 補助対象経費の１／２以内

（２） 補助金の上限 ： ５００，０００円

（３） 補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| 機械・装置・備品費 | 創業にあたり必要な機械、装置、ソフトウェア、備品等の購入に要する経費 |
| 建物・設備費 | 事業所の建物及び建物付属設備の取得・改修に係る経費並びにこれらに係る解体費 |
| 広報費 | パンフレット・ポスター・チラシ等の作成、広報媒体等の活用及び看板の作成等のために支払われる経費 |
| 委託費 | デザインに要する経費等で、自ら実行することが困難な業務の一部を委託するために支払われる経費 |
| その他の経費 | 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費 |

【お問合せ先】

○南陽市 商工観光課 商工労政係

電　話：０２３８－４０－８２９４　　　ＦＡＸ：０２３８－４０－３４２２

　＜南陽市創業支援補助金 申請から補助金受領までの流れ＞

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　者 | 南　陽　市 |
| 事業開始前に相談  創業の検討  情報提供  創業事業計画作成  補助金受領  補助金交付申請書提出**（※１）**  事業実施  補助金交付請求書提出  商工会の事前指導  商工会から事業計画確認書受領  交付申請  交付決定  ※一部交付を希望する場合は、ご相談ください。  実績報告書提出**（※２）**  実績報告  受領  額の確定  請　　求  口座振込 | ※スムーズに手続きを進めるため、事前にご相談ください。  　問合せ先：商工観光課商工労政係  額の確定通知書  支払手続  審査  交付決定通知書  受付・審査  事前相談受付  事業内容・予算残額の確認 |

**※２**【実績報告のときの提出書類】

①実績報告書

②収支予算（決算）書

③領収書等の写し

④税務署に提出する開業届出書の写し

**※１**【交付申請のときの提出書類】

①補助金交付申請書

②事業計画書

③収支予算（決算）書

④事業計画確認書（商工会発行）

⑤本人確認書類（免許証等）

⑥事業に必要な資格・免許等写し

⑦見積書・カタログ等の写し

⑧納税証明書

【お問合せ先】

南陽市 商工観光課 商工労政係

〒９９９－２２９２　　山形県南陽市三間通４３６－１

電　話：０２３８－４０－３２１１（内線３１２）

ＦＡＸ：０２３８－４０－３４２２

Ｅ－ｍａｉｌ：syoko@city.nanyo.yamagata.jp